

Ⅲ 「個別取組プラン」の策定と取組の実施

食物アレルギーのある子供についての情報を入所・入園前からの確に把握した上で、施設で安全に生活できるよう、個別取組プランを策定するとともに、職員全員に周知し、取組を確実に実施します。

個別取組プランは、定期的又は必要時に評価を行い、子供の現状に見合ったプランになるように修正します。

Ⅲ

1 入所・入園に備えて

- (1) 食物アレルギーのある子供を把握します。
- ↓
- (2) 保護者と面談を行います。(1回目)
- ↓
- (3) 「個別取組プラン」の案を作成します。
- ↓
- (4) 「個別取組プラン」の案を検討し、決定します。
- ↓
- (5) 保護者と面談を行います。(2回目)
- ↓
- (6) 「個別取組プラン」を職員全員に周知します。

2 「個別取組プラン」の中間評価や見直し

3 次年度の取組に向けて

What

何を？

(1) 食物アレルギーのある子供を把握します。

Why

なぜ？

- ・ 保育所などにおいて、給食やおやつを提供や食物を用いた各種活動を行うときには、子供が原因食物を食べたり触れたりする可能性があります。そのため、事前に子供の情報を把握しておくことは、施設での日常生活や緊急時の対応に役立ちます。

Who

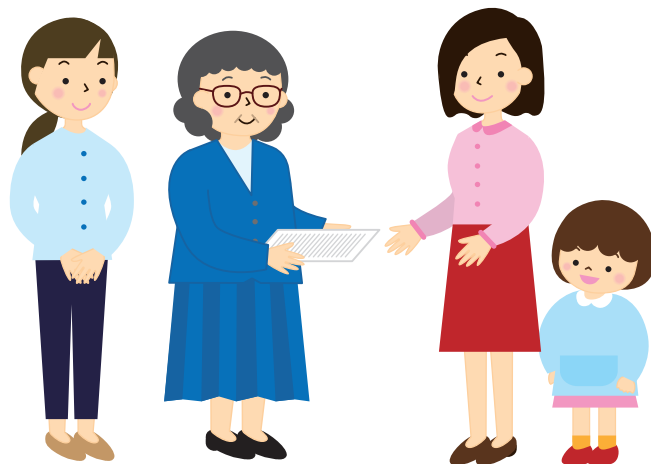
だれが？

施設管理者、看護職員・保健衛生の担当者など

How

どうする？

- 入所申込時や入所時健康診断などで食物アレルギーのある子供を把握します。
- 施設における食物アレルギー対応の基本方針を保護者に説明します。
 □ 参考様式1 当施設における食物アレルギー対応について（P87）
- 保護者が保育所などにおいて食物アレルギー対応を希望する場合には、「生活管理指導表」を保護者に配布し、主治医に記載してもらうよう説明します。
 □ 様式1 生活管理指導表（P77）
- 「様式2 家庭における食物除去の程度」は、食物アレルギーの重症度を把握するためのものであり、給食やおやつについて家庭と同じように対応するためのものではないことを説明し、必要に応じて提出してもらいます。
 □ 様式2 家庭における食物除去の程度（保護者記入用）（P79）



◆ 学童クラブの場合は

放課後児童クラブ運営指針では、おやつを提供について「食物アレルギーのある子供については、配慮すべきことや緊急時の対応などについて事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する」と記載されています。

また、「おやつを提供に際して、食物アレルギー事故・窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく」とされています。

What
何を？

(2) 保護者と面談を行います。(1回目)

Why
なぜ？

- ・ 適切に対応するためには子供のアレルギーの状態を詳細に把握しなければなりません。そのためには書面だけでなく、面談を行い、直接聞き取ります。
- ・ 保護者に施設における食物アレルギー対応の基本方針を直接伝える必要があります。
- ・ 保護者と良好な信頼関係を築く目的もあります。

Who
だれが？

施設管理者、担任、看護職員・保健衛生の担当者、栄養職員・調理責任者など

How
どうする？

- 「生活管理指導表」(様式1)と「家庭における食物除去の程度」(様式2)をもとに面談します。
- 面談には、施設管理者、担任、看護職員・保健衛生の担当者、栄養職員、調理責任者などが同席します。
- 面談で保護者と協議した内容を、「食物アレルギー個別取組プラン」(様式3-1)の「保護者との協議内容(入園時/把握時)」の欄に記入します。
- 施設における食物アレルギー対応の基本方針を説明します。

<保護者から聞き取る主な事項>

- ・ これまでの誘発症状
- ・ 原因食物と家庭での除去状況若しくは摂取状況
- ・ 未摂取の食物
- ・ 施設での生活において配慮しなければならない事
- ・ 対応方法に関する情報
- ・ 緊急時の薬
- ・ 緊急時の連絡先

<保護者へ情報提供する主な事項>

- ・ 給食やおやつ提供の方針(原因食物の完全除去、弁当対応など)
- ・ 給食やおやつ献立、詳細な食材情報の提供
- ・ 今後の対応の流れについて(面談後に個別取組プランの案を作成し、食物アレルギー対応委員会で決定した後、再度面談を行い、詳細を説明する。)

(厚生労働省 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインより引用、一部改変)

保護者から提出してもらう様式



様式1 生活管理指導表(P77)



(様式2 家庭における食物除去の程度(保護者記入用))(P79)

面談時に使用する様式



様式3-1 個別取組プラン(P80)

What
何を？

(3) 「個別取組プラン」の案を作成します。

Why
なぜ？

- ・ 食物アレルギーのある子供一人一人に対して、具体的な配慮や管理方針を明確にする必要があります。
- ・ 職員全員が適切に対応するための基本情報となります。

Who
だれが？

担任、看護職員・保健衛生の担当者、栄養職員・調理責任者など

How
どうする？

- 面談で得られた情報、「生活管理指導表」(様式1)、「家庭での食物除去の程度」(様式2)に基づき、「個別取組プラン」(様式3-1)の案を作成します。
- 個別取組プランの作成は、下記の事項の適任者が分担し、具体的な取組内容や留意点などを記載します。作成の際にはできるだけ複数の職員で確認します。

<個別取組プランに記載する主な事項>

- ・ 食物アレルギーの状態
- ・ 給食やおやつの提供方法
- ・ 食物・食材を扱う活動での留意事項
- ・ 運動での留意事項
- ・ 持参薬の取扱い(管理方法・使用方法など)
- ・ 緊急時の対応
- ・ その他

保護者との1回目の面談の後に作成する様式

様式3-1 個別取組プラン (P80)



What
何を？

(4) 「個別取組プラン」の案を検討し、決定します。

Why
なぜ？

- ・ 作成した「個別取組プラン」の案を各職種の視点で検討し、組織としての対応方針を決定する必要があります。

Who
だれが？

食物アレルギー対応委員会

How
どうする？

- 食物アレルギー対応委員会などを開催して「個別取組プラン」の案の内容を検討し、決定します。
- 必要に応じて、嘱託医、行政主管部署に参加してもらい協議します。参加者や開催頻度などは施設の現状に合わせて決めましょう。
- 個別取組プランは、施設において子供の安全を最優先にしながら、可能な限り楽しい生活を送ることができるよう検討します。

使用する様式

 様式3-1 個別取組プラン (P80)

<個別取組プラン検討の視点>



◆ 小規模施設や家庭的保育の場合は

可能な限り、主治医や嘱託医、行政の主管部職員などに相談し、検討するように努めてください。

What
何を？

(5) 保護者と面談を行います。(2回目)

Why
なぜ？

- ・ 決定した個別取組プランは保護者と共有し、合意を得る必要があります。
- ・ 食物アレルギー対応について保護者と共通理解を深めることが信頼の構築につながります。

Who
だれが？

施設管理者、担任、看護職員・保健衛生の担当者、栄養職員・調理責任者など

How
どうする？

- 食物アレルギー対応委員会などで決定した「個別取組プラン」(様式3-1)を保護者に説明し、了解を得ます。
- 「個別取組プラン」は子供が安全で楽しく生活できるように施設が検討したものであり、保護者にはその趣旨を理解してもらえるように努めます。
もしも了解が得られない場合には、子供の安全を最優先として考えた場合に、どんなことが必要かを一つ一つ確認しながら、保護者と意思疎通を図り、再度(3)「個別取組プラン」の案の作成を行います。
- 「個別取組プラン」に保護者と施設管理者の双方が内容を確認した上で署名(サイン)し、コピーを保護者に渡します。

<保護者に確認し、了解を得る主な事項>

- ・ 給食やおやつ提供の方針(原因食物の完全除去、弁当対応など)
- ・ 給食やおやつの献立及び詳細な食材情報の提供
- ・ 弁当持参の場合は弁当の保管場所や保管方法(職員室内専用冷蔵庫等)
- ・ 給食やおやつ以外の活動における留意点
- ・ 薬(エピペン®など)を持参する場合の取扱い(保管場所や使用方法など)
- ・ 緊急時の対応
- ・ 除去食物の追加時の手続、除去解除時の手続
- ・ 保護者への連絡の方法



What
何を？

(6) 「個別取組プラン」を職員全員に周知します。

Why
なぜ？

- ・ 食物アレルギーのある一人一人の子供の対応について職員全員が共通理解を持ち対応する必要があります。
- ・ 緊急時に職員全員が迅速、かつ適切に対応する必要があります。

Who
だれが？

施設管理者

How
どうする？

- 職員会議などを活用して、「個別取組プラン」を職員全員に周知します。
- 緊急時に備えて、必要物品の保管場所や使用方法などを、職員全員が理解し、行動できるように周知徹底します（緊急時の備えについてはP27参照）。



(例)

3歳クラスの東京花子ちゃんは、鶏卵と牛乳のアレルギーがあります。アナフィラキシーの既往があり、エピペン[®]を処方されています。

個別取組プランは、

- 給食やおやつでは、牛乳は豆乳に変更します。卵・乳の完全除去食とします。
- 食後、じんましんが出たら、職員室にて内服薬を飲ませます。
- 保護者と連絡がとれない場合でも、強いせき込みなどの緊急性の高い症状が出たら、直ちにエピペン[®]を注射し救急車を呼びます。
- 個別取組プラン、処方薬、エピペン[®]は〇〇にあります。

研修を〇月〇日に行います。

※ アナフィラキシーについては、P53をご参照ください。

What

何を？

「個別取組プラン」は中間評価や見直しを行います。

Why

なぜ？

- ・ 子供の状態に変化があった場合や、対応方法や手順に問題が生じた場合には、状況に応じて個別取組プランを修正する必要があります。

Who


だれが？


食物アレルギー対応委員会


How

どうする？

- **評価時期**
 - ・ 定期的（6か月～1年ごと）
 - ・ 誤食事故やヒヤリ・ハット事例の発生後速やかに（必須）
 - ・ 子供の状態に変化があった場合
 - ※ 食物アレルギーは年齢とともに改善される場合が多いため、6か月から1年に1回は医療機関の受診を勧めます。
- **評価ポイント**
 - ・ 職員が個別取組プランでの対応を確実に実行できているか。
 - ・ 子供の状態（家庭での食物除去状況、医療機関受診状況など）に変化はないか。
 - ・ 対応に変更の必要がないか。
- **対応を変更する場合**
 - ・ 「個別取組プラン（変更点）」（様式3-2）に変更点を記入します。

 様式3-2 個別取組プラン（変更点）（P82）
 - ・ 以下の場合は必ず書面で申請してもらいます。
 - ① 除去食物の追加⇒ 「生活管理指導表」（様式1）の再提出

 様式1 生活管理指導表（P77）
 - ② 除去解除の場合⇒ 「除去解除申請書」（様式5）の提出
（解除の目安：施設で提供する原因食物の最大量を家庭で複数回食べて症状が誘発されないことを確認）

 様式5 除去解除申請書（P86）

What

何を？

次年度に向けた準備を行います。

Why

なぜ？

- ・ 食物アレルギーは年齢とともに改善する場合が多く、不必要な食物除去は避ける必要があります。
- ・ 6か月から1年に1回は医療機関を受診することを勧め、医師の指示に基づいた書類を提出してもらいます。

Who

だれが？

施設管理者、担任、看護職員・保健衛生の担当者、栄養職員・調理責任者など

How

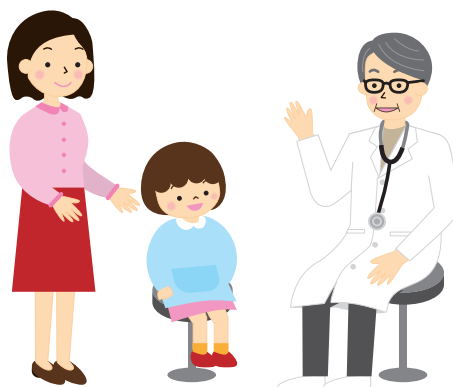
どうする？

- 施設での配慮や管理を継続する場合は、次年度に向けた準備を行います。
 - **保護者に依頼すること**
 - ・ 定期的に受診することを勧め（6か月～1年に1回）、必要に応じて食物経口負荷試験を行うなど、食べられる食材を確認しておきます。
- ※ 原因食物が食べられるようになったことを確認するために、食物経口負荷試験を行う場合があります。食物経口負荷試験は実施している医療機関が近隣になかったり、予約を取りづらい可能性もあるため、保護者に早めに主治医と相談するよう勧めましょう（食物経口負荷試験についてはP58参照）。
- ・ 「生活管理指導表」（様式1）の提出を求めます。
 - ・ 1年以上受診していない場合には、保護者に医療機関の受診を勧めます。

様式1 生活管理指導表（P77）

- ・ 必要に応じて「家庭における食物除去の程度」（様式2）を提出してもらいます。

様式2 家庭における食物除去の程度（保護者記入用）（P79）



◆ 小学校入学の準備

- 円滑に学校生活が始まるように、入学先の小学校とアレルギー対応に関する情報を共有するなど、積極的に連携を図ります。
- 小学校入学までに食べられる食材を確認したい場合には、少なくとも入学2年前頃から見直しを持って準備を進める必要があります。
- 小学校入学後も学校生活において配慮や管理を必要とする場合は「学校生活管理指導表」の提出を求められます。

